

令和8年第3回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月3日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	鈴木 隆 宏	2 番	稲 沢 行 生
3 番	薄 井 亮	4 番	岡 幹 郎
5 番	福 田 浩 二	6 番	川 俣 義 雅
7 番	小 川 正 典	8 番	鈴 木 繁
9 番	益 子 明 美	10 番	川 上 要 一
11 番	大 金 清		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	益 子 純 恵	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	横 山 和 則	税 務 課 長	金 子 洋 子
住 民 課 長	益 子 利 枝	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	谷 田 克 彦	子育て支援課長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	藤 田 寿 彦	産業振興課長	杉 本 篤
農業委員会 事務局 長	星 善 浩	会計管理者 兼 会計課長	星 学
学校教育課長 補 佐	熊 田 則 昭	生涯学習課長	田 角 章
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 邊 康 行	書	記	仲野谷 智 子
書	記	小 森 亮 利		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大金 清） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金 清） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎一般質問

○議長（大金 清） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 福 田 浩 二

○議長（大金 清） 5番、福田浩二議員の質問を許可します。

5番、福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 5番、福田浩二。

それでは、一般質問の通告書に従いまして質問をいたします。

1項目めは小川中学校の登下校について、2項目めは山林火災の対応についてです。

それでは、質問に入ります。

1、近年、小川地区において、中学生ではありませんが、軽トラックによる自転車ひき逃げ事故や、高岡地区において、不審者による女性の車での追いかけなどという事件があった

と伺っております。

小川中学校の生徒の通学方法は、主に徒歩と自転車、まれに保護者の車と伺っております。中学生の保護者から、距離が遠くて心配とか、自転車通学自体心配という声を聞いております。近年の世間の世相を鑑みて、安心・安全の通学方法について伺います。

細目 1、現在の小川中学校の生徒の登下校の現状について伺います。

○議長（大金 清） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 小川中学校の登下校の現状についての質問にお答えいたします。

本町における登下校の状況であります。小学生は原則、徒歩かスクールバスで通学をしております。

中学生は原則、徒歩、自転車、スクールバスのいずれかで通学しておりますが、ご質問にある小川中学校ではスクールバスを運行していないため、登下校に際し、徒歩もしくは自転車で通学することとしております。

今年度は、全生徒100名のうち、自転車通学者67名、徒歩通学者26名、保護者等送迎者7名となっており、最も遠方から登校する生徒は、自転車通学の生徒で、自宅から学校までの距離は8キロメートルであります。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 小川中学校の自転車通学ができる条件を伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校に確認しましたところ、年度初めに生徒から通学状況の届出を提出させていると聞いております。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） これは学校への提出だけですか、それとも校長先生の許可は要らないのでしょうか。伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、通学の状況の届出のみ提出させていると聞いております。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 自転車通学の生徒で自宅から学校までの距離が8キロある生徒は、片道何分かけて通学しているのか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

最も遠方から登校する生徒は8キロであり、通学にかかる時間は片道50分であると聞いております。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 通学にかかる時間が、片道50分かかるという答弁でした。片道50分かかる自転車通学は、学校または町としては、安心・安全をどれだけ担保しているのか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

学校では交通安全教室を行い、交通ルールや自転車の正しい乗り方などを指導しているほか、通学路の安全点検を行い、地域や関係機関とも危険箇所を把握し、安全対策を行っています。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 次に、細目2について伺います。

小川中学校の生徒の登下校時に、どのような安全対策を行っているのか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 生徒の登下校時の安全対策についての質問にお答えいたします。

学校では、安全教育・防犯教育の充実を掲げて取り組んでいます。年度当初、登下校時に、

教職員が通学路の巡回や交通安全指導を行っています。また、交通指導員やスクールガードリーダーやスクールサポーターの交通指導と見守り活動に加え、警察との連携協力の下、地域ぐるみでの取組を行っております。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 自転車通学の生徒の通学路は、全て申告してあるのか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

学校では、4月に全生徒から通学路を提出してもらい、把握をしているとのことでありました。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 私たちのときはグループ通学みたいなものがありましたが、現在グループ通学を奨励していないのか伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、以前はそのグループ通学というようなことをやっていたということでは聞いておりますが、現在につきましては、通学方法として、学校ではグループ通学を推奨しているというようなことはございませんでした。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 保護者から伺ったんですが、吉田から斎場へ行く道の入り口が暗かったり、国道から町道へ、町道から国道への道が心配といった意見を聞いておりますが、どのような配慮をしているのか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

3年に一度、学校、警察、道路管理者、PTA、教育委員会で通学路の合同点検を行って、

各学校からの通学路の危険箇所を挙げてもらっております。全箇所教育委員会で現地確認をして、確認後、対応できる箇所については関係各課と協力して対応しております。対処が難しい箇所につきましては、注意喚起などを行っているような状況です。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） すみません、もう少し、この吉田からの斎場と、あと国道から町道、町道から国道へ行くこの道についての、具体的な質問の答弁をお願いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

下校時に暗い場所につきましては、防犯灯や街路灯の設置など、担当課のほうに要望させていただいております。また、警察などにも危険箇所として伝えまして、スクールサポーターのパトロール経路にも追加してもらえるようにしております。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） それでは、細目3について伺います。

小川中学校の生徒の登下校において、安全・安心のためにスクールバスを導入する考えはあるか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） スクールバスの導入についての質問にお答えいたします。

これまで当町では、遠距離通学の児童生徒の登下校について、過去に公共交通機関を利用していた時期もありましたが、路線バスの廃止や学校の統廃合などから、スクールバスの運行を開始してきました。

町内の中学校でスクールバスを使用する生徒の通学に要する距離を、4キロ以上としています。現在、小川中学校の自転車通学をしている生徒で、最も遠方な生徒は8キロです。

今後スクールバスの導入については、学校や保護者と協議をしながら慎重に進めていきたいと思います。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 小川中学校を中心としてこの4キロというのは、バスに乗る最低条件だ
と思うんですけども、小川中学校を中心として4キロ以上というのは、東西南北でどの辺
りになるかお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

直線距離ではなく道路上での距離になりますが、東側は旧那珂橋付近になります。西側は、
国道293号ですとジュンクラシック入り口付近、県道矢板那珂川線ですと、薬利にあります
L i g h t e n u p a n d S w i t c h 136付近ということになります。南側は、
国道294号でイタリア料理トト付近、北側は、国道294号で大田原市の境付近ということに
なります。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 小川中学校で、何名の生徒が4キロ以上になるのかお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

通学が片道4キロ以上の生徒は25名となります。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 保護者の中で、小川小学校のスクールバスに中学生が乗ることはできな
いかという相談がありましたが、利用することはできるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

スクールバスの運行は、各学校でスクールバスに関する条件が定められています。また、
下校時刻については小学校と中学校では違いがあるなど、現時点では難しいと考えます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） もちろん、スクールバスを利用させてくれというわけではありません、すぐにね。来年度をめどに利用できればいいと考えます。生徒の人数も変わりますし、条件もいろいろ変わってくるはずです。来年度までには約10か月あります。スクールバスの利用はできないでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、スクールバスに関する条件などがございます。各学校に配置してありますバスは、その学校の児童生徒の登下校などに利用する目的で配置してございますので、小川中学校生の利用には、新たな制度設計が必要になってくるかと思っています。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 予備のバスが馬頭中学校に2台あると思いますが、それを利用することはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

予備のバスの利用ということではございますが、各学校に配置のバスが故障した場合に利用するものとなります。急な故障があった際に対応ができるということで確保してございますので、予備バスを利用して運行するということは考えておりません。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 本来義務教育である中学生に、片道8キロ、50分の通学を強いるのは酷であると思います。中学生の生徒たちには安心・安全の通学ができるように、既存のバスの利用、新しいスクールバスの購入、小回りの利くワンボックスの購入、デマンドの利用など、いろいろ検討していただきたい。そして、生徒の安心・安全の通学の確保をお願いいたします。

以上で1項目めを終わりにいたします。

2項目に入ります。

山林火災の対応について伺います。

近年、全国的に山林火災が増えている中で、当町においては、八溝山系を含む総面積192.78平方キロメートル、林野面積1万2,412ヘクタール、総面積の64.4%を占め、山林火災の危険性が隣り合わせであります。栃木県内でも、足利や鹿沼で山林火災が起きています。

そこで、当町における山林火災への対応について伺います。

細目1番、当町の山林火山に対する予防の取組について伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 予防の取組についての質問にお答えをいたします。

町では、火災予防の取組として、毎年春3月と秋11月に全国火災予防運動に合わせ、音声告知放送や消防車両等による周知・啓発に取り組んでいるところです。また、消防団では、各分団において夜警を行うなど火災予防に取り組んでおります。

ご質問の山林火災についてであります。山林や平地の原野なども広く含めて林野として、那珂川消防署と協力し、気象などの状況に応じて、林野火災注意報または林野火災警報を告知放送で流すなど、町民の皆様への周知を図っております。この注意報及び警報については、令和7年に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、林野火災の予防を目的として全国的に始まったもので、南那須地区広域行政事務組合の火災予防条例により、令和8年1月1日より運用が開始されました。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 令和3年2月の足利の林野火災では、たばこを吸うハイカーが目撃されていることから、たばこの不始末と推定されていますが、当町において、町外の方が来町して、たばこの火の不始末で火災になるということも考えられます。町外の方への告知・予防は、どのように考えているのか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町外の方への告知・予防についてでございますが、町民の皆様と同様に、林野火災注意報あるいは林野火災警報を、屋外拡声装置により発令を告知・周知を図っているところでございます。

また、ハイカーでございますが、どこからどこへ入山、山に入るかというのが不確定なこ

とということもございますから、山林を所管する国の森林管理所あるいは県の環境森林部などと共に、山に看板を設置するなど注意喚起などを行っているところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 春と秋の全国火災予防運動のときの消防団の夜警は、何日間行われるかを伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

消防団の夜警でございますが、具体的な運動期間を定めているわけではございません。特に火災の発生しやすい冬場、こちらに各分団が独自に計画を立てまして、実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 冬場の期間は、防災のために、昼間の一定期間は放送を流しておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

屋外放送、冬場の期間の一定期間放送をということでございますが、屋外放送の効果は非常に高いものであるというふうに思っておるところでございますが、どのように放送したらよいかということが、より、また効果的であるかということをよく検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、告知放送でございますが、ほかの連絡放送あるいは緊急放送、こういった放送もございしますので、最小限度に放送させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 細目2について伺います。

山林火災が起きた場合の関係機関との連携について伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 関係機関との連携についての質問にお答えをいたします。

まず、山林火災発生の通報を受けた際には、消防署職員と消防団及び町防災担当職員が現地に出勤し、現地確認や消火作業を開始いたします。同時に、火災の規模や状況を見て、栃木県火災・災害等速報要領に基づき、消防署の職員が県へ即報を送り、拡大の防止と迅速な消火活動を図ることとしております。

なお、火災により大規模な災害となるおそれがある場合には、町災害警戒本部を設置しまして、構成員となる警察や消防団、消防署や県と連携を取り、必要な情報収集を行い、火災の拡大を防止するために応急対応を行うこととしております。

さらに、火災の規模が拡大し、大規模な災害となった場合には、町災害対策本部を設置し、同じ構成員と連携の下、災害応急対策を行うとともに、必要に応じ、自衛隊等にも応援を要請することとしておるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） すみません、今の答弁で、具体性が全然なくてさっぱり分からないんです。合議制であるということは分かりました。せめて町災害警戒本部の設置については、町独自の条件を作るべきだと思うのですが、いかがでしょうか。例えば、焼失面積何平米とか風速何メートルというような、具体的な条件を作るべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

風水雪害あるいは地震などの自然災害であれば、気象警報の発令など一定の基準は設けてあるところでございますが、山林を含む火災にありましては、その時々気象状況あるいは地形、発災の場所により条件が異なってまいります。火の延焼のスピードあるいは風の強さ、こちらなども測定する場所により、その測定値、値に違いがあるなということが起こるため、現場からの状況報告あるいは現場の意見、こちらを参考に判断することとしているところでございます。

迅速な体制を整えるというために、そのようにしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 林野火災に当たっての防火水槽は、各分団は自分の区域の防火水槽の位置を確認しているか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

防火水槽の位置の確認ということでございますが、消防団の各分団部におきましては、それぞれの担当区域の防火水槽などの水利の位置は、把握しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 冬場は水がなくなってしまうので、貯水槽の確認はどのくらいの割合でしているのかお伺いいたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

水利の点検の頻度ということでございますが、消防団による水利点検につきましては、各分団部が行っております。

具体的な期間あるいは割合というものは、各分団部それぞれにより異なっておるところでございますが、月に1回程度の確認は行われているものというふうに考えておるところでございます。

また、消防水利に関しましては、消防法にも定められている部分がございますので、消防署などでも確認がされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 各分団の貯水槽は、分団部が全体で共有しているのかお伺いいたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

消防水利の情報共有ということでございますが、町内の消防水利でございますが、現在ウェブ上で確認ができる水利マップを作成しておるところでございますが、分団全体に位置の情報はできているものかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 細目3に移ります。

昭和52年に発生した黒羽・小砂間の山林火災から49年になります。私事ではございますが、私はちょうど中学3年生で、高校受験の前の日だったと記憶しております。この山林火災を風化させないためにも、どのような取組をしているのかお伺いいたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 昭和52年の山林火災を風化させない取組についての質問にお答えをいたします。

ご質問の山林火災から今年で49年となりましたが、県ではこの大火を教訓に、二度と同じような災害が起こらないように、発生した3月15日を栃木県山火事防止デーと定め、全県下における注意喚起を継続しておるところでございます。

当町においては、この制定日はもとより、特に山林火災が発生しやすい時期には町民の皆様への注意喚起を行い、予防に努めております。また、消防団では、昨年、大規模林野火災を想定し、消防署、警察署、県航空消防隊と全分団部が参加した中継・消火訓練を実施し、その模様はケーブルテレビにて放送され、町民の皆様にもご覧いただけたと思っております。こうした中継訓練等を定期的の実施し、有事の際には迅速に対応ができるよう、過去の大惨事を繰り返すことのないよう取り組んでおるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 昨年、大規模林野火災を想定し、消防署、警察署、県航空消防隊と全分団部が参加した中継・消火訓練を実施したということですが、本来ならば50年目の節目の時に実施すべきだったのではないのでしょうか。なぜ昨年だったのか、お伺いいたします。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

昨年度、和見地区のエコグリーンとちぎ周辺にて実施をいたしました大規模林野火災対応訓練でございますが、こちらは常日頃からの防災力強化を目的ということで実施したものでございます。

ご意見の山林火災発生から50年となる来年につきましては、昨年のような訓練が実施できないか、関係機関とも協議したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 来年は50年目の節目の年になりますが、大惨事を風化させないための催しなど、何かできないでしょうか。県では3月15日を栃木県山火事防止デーに指定しているのに、被害に遭った当町は何もしないのは残念に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

あの火災、こちらを二度と繰り返さないため、先ほども答弁をさせていただきましたが、関係機関などと訓練等の実施等について協議・検討をしていきたいというふうに思っております。

また、写真あるいは当時の記録、こういったものの確認をいたしまして、パネル展示、こういったものについてもできないか、検討してみたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔5番 福田浩二登壇〕

○5番（福田浩二） 50年目の節目として、せめて広域消防との連携訓練はできないのでしょうか。伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、消防庁など関係機関と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 福田浩二議員。

〔５番 福田浩二登壇〕

○５番（福田浩二） 那珂川町は約60％が山林で囲まれている町です。林野火災が起こらないよう、徹底した予防をお願いいたします。

もしも火災が発生してしまったら、素早い消火活動、類焼を防ぐための速やかな広域行政の報告、大規模災害を防ぐための県への速やかな報告、全ては連携です。小さな火災から大規模火災に発展させないためにも、しっかりした連携をよろしくをお願いいたします。

以上で一般質問を終わりにいたします。

○議長（大金 清） ５番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前１０時３６分

再開 午前１０時５５分

○議長（大金 清） 再開します。

日程第１、一般質問を続けます。

◇ 稲 沢 行 生

○議長（大金 清） ２番、稲沢行生議員の質問を許可します。

２番、稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ２番、稲沢行生でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

初めての一般質問になります。町民の皆様の負託を受けて、この場に立たせていただいていることに感謝いたしまして、町民の皆様の声と私の思いをしっかりと乗せて、誠心誠意、質問をさせていただきます。執行部の皆様には、町民の皆様に分かりやすく、そして前向きなご答弁をお願いいたします。

また、台風6号が、今まさに最接近しております。総務課、建設課をはじめといたしまして、町民の皆様の生命・財産をしっかりと守っていただけるように、情報共有と対応をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。本日は、項目3点について伺います。

項目1点目は、不登校への対応についてです。

近年、全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあり、当町においても例外ではなく、早急な対応と抜本的な改善が必要であると考えます。また、不登校の要因は多様化しており、学校に戻すことを目的とせず、まずは安心して過ごせるような支援や居場所の確保などが重要であると考えます。

そこで、細目4点について、町の考えを伺います。

細目1点目、当町における不登校の児童生徒に対する支援について伺います。

○議長（大金 清） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 本町における不登校児童生徒に対する支援についての質問にお答えをいたします。

平成28年12月に交付されました、いわゆる教育機会確保法の基本理念に基づき、全ての児童生徒に対して教育の機会を確保することが必要であります。特に、不登校児童生徒に対しては、当該児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた支援を行うことが重要であります。そのため、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、個々の有する能力を伸ばしつつ、社会的に自立することができるような支援を行うことが必要であると考えます。

そのため、本町においては、県教育委員会や関係機関と連携を図るとともに、学校と緊密な情報共有を行いながら、当該児童生徒の多様な教育機会を確保するために、学校以外の居場所づくりや、自宅でICT等を活用することで学習活動に参加できる体制を整備し、支援を行っております。

今後も学校及び関係機関と連携を図りながら、組織的、計画的に不登校児童生徒に対する支援を進めてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） 教育長、ご答弁ありがとうございます。

学校及び関係機関と緊密な連携を図ることが、最重要であると考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

細目1点目については、以上になります。

続いて、細目2点目、不登校の児童生徒においては、安心して過ごせる居場所の確保、いわゆるサードプレイスが重要であると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 安心して過ごせる居場所の確保についての質問にお答えいたします。

本町では、不登校児童生徒にとって多様な教育機会を確保するために、一人一人の状況に応じて、家庭や学校以外の居場所づくりに取り組んでおります。

現在、当該児童生徒の居場所として、那須烏山市と共同設置している教育支援センター「レインボーハウス」や、町では、重層的支援体制整備事業を活用した「のんびりカフェ」、さらには各中学校に校内教育支援センターを設置しております。

今後も当該児童生徒に対する支援を効果的に推進していくことができるよう、関係機関等と連携しながら、支援体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） 熊田課長、ご答弁ありがとうございます。

当町にもサードプレイスが複数設置されているというご答弁でしたが、このことについて幾つか再質問をさせていただきます。

レインボーハウスをはじめ、それぞれの施設への移動手段の確保はできているか、お伺いをいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

施設への送迎については、利用者側で対応をいただいております。町内の移動には、デマンド交通を利用することができます。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ご答弁ありがとうございます。

デマンドタクシーも利用できるということは、私も初耳でございましたので、ぜひ周知のほうをよろしくお願いいたします。

続きましての再質問に移ります。

続いて、家から出ることができない児童生徒へのサポートは、現状、町としてはどのようなになっているか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

家から出ることのできない児童生徒につきましては、町では学校と連携を図りながら、家庭訪問の訪問型支援や電話による相談支援を行っております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

家から出られない、非常に難しい問題ではありますが、児童生徒へしっかりと寄り添い、適切な距離感を保ちつつ、継続した支援をよろしくお願いいたします。

続いて、小学生児童への学校内外それぞれのサポート体制をお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

児童へのサポートではありますが、施設利用ではレインボーハウスやのんびりカフェ、また中学校の校内教育支援センターも利用できるようになっております。

また、学校に登校した児童で教室に入れなかった場合等には、相談室と個別に支援できるような整備をしております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） 小学校では、現在そのような支援をされているということですが、全生徒同じ教育環境、そして学校生活を送れるように、さらなる支援をよろしくお願いいたします。

続いて、小・中学校児童生徒をはじめ様々な方が利用できる施設、レインボーハウスがございですが、こちらは那須烏山市に設置をされている状況であります、移動手段も限られて利用できない方も多くいらっしゃると思います。このような施設が町内にありましたら、支援の強化につながると考えますが、那珂川町独自で設置できないかを伺います。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

様々な方が利用できる施設の設置であります、現在のところ、施設を設置する計画はございませんが、町の施設であるのんびりカフェと連携を強化しまして、活用できるよう調整してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

やはり皆様が、児童生徒が行きたいと思えるような施設に、さらに現状ある施設もアップグレードを図っていただいて、学校以外に児童生徒が楽しく行けるような場所を、しっかりと整備していただきたいと思います。

続いて、細目4点目について。

これまで様々な支援体制のご説明をいただきましたが、今後、不登校への対応として、町はどのように支援を考えているか、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時09分

○議長（大金 清） 再開いたします。

稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） 失礼をいたしました。今のは2点目の再質問の最後でございます。ですので、レインボーハウスに代わるような施設の早い段階での設置を望みますので、細目2点目については以上になります。

続きまして、細目３点目について。

不登校における対応は、児童生徒だけでなく、保護者に対してのサポートも重要であると考えますが、その点についての町の考えを行います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 保護者に対してのサポート体制についての質問にお答えいたします。

現在、町内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校に相談があった場合には定期的に面談を行うなど、学校における支援体制を整えております。

また、家庭や学校以外の居場所において、保護者からの依頼があった場合には、町の心理士がカウンセリング等を行っております。

さらに、今年度、学校教育課内に町の教育支援センターを開設いたしました。専用ダイヤルによる電話相談や来所による相談、家庭訪問等の訪問型支援による相談で対応できるよう、支援体制を整えました。

今後も保護者に寄り添いながら、個々の状況に応じたサポートを続けてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

校内にスクールカウンセラー、町には心理士が在籍されているとのご答弁がございましたが、これについて再質問をさせていただきます。

校内のスクールカウンセラー、町の心理士は、定期的な研修などでスキルアップを進めていらっしゃるかと伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

スクールカウンセラー、町の心理士ともに、定期的な研修を受講しましてスキルアップに努めております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

不登校の児童生徒、保護者にとってみては、かなり重要な人物・役職となりますので、ぜひ、日々環境も変わりますので、それに合わせてスキルアップを順次進めていただければと思います。

続きまして、児童生徒と保護者の皆様は、様々なお悩みを抱えておられます。全ての不安に対応できるよう、カウンセラーや心理士への要望なども加味して、さらに支援体制を強化していくことも重要と考えます。その際は、どの窓口相談をすればよろしいか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

要望の窓口であります。学校であったり教育委員会で承っております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

細目3点目については以上になります。

続いて、細目4点目について。

これまで様々な支援体制のご説明をいただきましたが、今後、不登校への対応として町はどのような支援を考えているか、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 今後の不登校への対応についての質問にお答えいたします。

まず、不登校の未然防止として、各学校において、全ての児童生徒が学校に行くことが楽しいと感じ、安心して授業等の教育活動に取り組めるような魅力ある学校づくりを推進していくことが重要であると考えます。その上で、不登校児童生徒及び保護者に対しては、学校以外においても安心して過ごせる居場所の確保や、相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

また、個々の状況に応じて、県教育委員会や他市町教育委員会が設置している教育支援センター等の関係機関とも連携を図りながら、当該児童生徒や保護者に寄り添った支援体制を整えてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） このことについて再質問をさせていただきます。

これらの支援も、児童生徒と保護者が認識できていなければ意味がありません。町として支援をどのように児童生徒と保護者へ周知していくのか、お伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

不登校などの心配があれば、まずは学校の担任の先生に、または町教育支援センターに相談いただきたいと思います。

学校教育課内の教育支援センターについては、広報啓発用のチラシを作成しましたので、学校を通しまして保護者に配布いたしました。

今後も、周知徹底に努めてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

今年度より教育支援センターが開設をされまして、さらに支援の強化を図っていくということでございました。チラシも配布をいたすというところで、周知はひとまずはされているかと思いますが、町の公式LINEもございます。そちらに、皆さん気づいたときに常時見られるように、1つの項目として常駐をさせるという方法も一つであるかと考えますので、町と学校、保護者間だけでなく、関係者が包括的に支援できる体制づくりを、町として引き続き、拡充と周知の徹底をよろしくお願いいたします。

項目1点目は以上になります。

続きまして、項目2点目となります。

2点目は、不登校の児童生徒における評価についてです。

現状、教室で授業を受けないと成績がつかない状況にあるとお聞きしました。学校に登校できない、登校できても教室に入れない生徒が一定数存在いたします。

そこで、細目2点について質問をさせていただきます。

細目1点目、不登校児童生徒における成績の評価について、町としてはどう考えていらっしゃるか伺います。

○議長（大金 清） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 不登校児童生徒における成績評価についての質問にお答えをいたします。

学校における成績評価は、各学校長の責任の下で行われており、町教育委員会は、学校の教育活動全体に対する指導的立場を担っております。その上で、不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の関係機関や自宅等において、ひたむきに学習を続けているお子様もあり、当該児童生徒の努力を学校が評価し、支援することは、大変重要であると考えます。

不登校児童生徒の成績評価については、文部科学省からの通知に基づき、学校外の施設で相談・指導を受けている場合や、自宅でＩＣＴ等を活用した学習活動を行っている場合のほか、一定の要件があるものの、成績評価を行うことができるとしています。

本町においても、学校以外の場において学習に取り組んでいる児童生徒もいることから、各学校において、これらの要件に該当するかの検討を慎重に行っていくよう、今後も指導してまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

ＩＣＴなどオンライン授業を活用とご答弁がありましたが、コロナ時期のオンライン授業もございまして、その経験を生かしまして、しっかりとそれで評価をされるということは必要であるかなと、私個人としては思っております。

それで、現状、町内小・中学校において、ＩＣＴなどを利用して授業に参加はできているのかをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

通信環境が整っていれば、家庭や校内支援センター、のんびりカフェ等の各施設で、オンラインによる授業への参加は可能です。参加している方もいらっしゃるということで聞いております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

さらに再質問をいたします。

項目１点目でご紹介があったような支援施設で、定期テストなどを受けられる体制は整っているか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

各施設では、定期テストをはじめ、様々なテストを受けることは可能であります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

今後、さらに多様化が進んでいくことが予想されます。全ての生徒が様々な形で授業に参加でき、定期テストなどの成績をもって、しかるべき評価を受けられるよう、支援の強化をお願いいたします。

細目１点目は以上になります。

続いて、細目２点目、今後の不登校児童生徒への評価について、どのように改善をしているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 今後の不登校児童生徒への評価についての質問にお答えいたします。

今後も不登校児童生徒の成績評価については、当該児童生徒の多様な学習環境を踏まえた上で、これからの成長を温かく支援できるよう、個々の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点に基づき、適切に行うことが大切と考えます。

引き続き、各学校に対して、当該児童生徒の学習状況等を把握した上で、適切な成績評価を行っていくよう指導してまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） ありがとうございます。

生徒一人一人が未来のためにしっかりと希望を持てるよう、町として、それぞれの支援施設と情報共有を強化し、様々な場所での評価の在り方を町として示す必要があると考えます。

場所によって評価が違ふということが起こらないように、教育長をはじめ、町と学校と支援施設が緊密に連携を取り、子どもたちの明るい未来のためにご尽力をいただきたいと願っております。

以上で項目２点目を終了いたします。

続きまして、項目３点目に移ります。

３点目は、水道料金についてです。

本町の水道料金は、栃木県県内でも高水準となっております。物価高騰のあおりを受け、値下げへの期待も高まっているところであります。しかしながら、安心・安全を第一に、整備を徹底するということも重要であると考えます。

そこで、細目２点について質問をさせていただきます。

細目１点目、本町の水道料金について、県内でも高水準である理由をお伺いいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 水道料金が高水準である理由についてのご質問にお答えをいたします。

水道料金は、水道を利用していただく対価として設定をするもので、一般的には、水道水を作るために必要な費用に加えまして、水道水の供給施設を維持管理するための費用のほか、将来の施設更新に係る費用などを勘案しまして設定をいたします。

当町の水道料金ですが、県内でも高い水準であることは認識をしております。その要因につきましては、地形や人口密度などによります地域特性の違いが大きく影響していると考えております。当町の場合、人口密度が低い上に、浄水場や配水池などの水を送る施設から実際に水を使用する家庭までの距離が遠く、さらに高低差のある地形も多いことから、給水コストが高くなっているため、現在の料金設定となっております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔２番 稲沢行生登壇〕

○２番（稲沢行生） 高野課長、ありがとうございます。

当町の現状は認識をさせていただきました。

そこで、再質問をさせていただきます。

現状の町水道事業全体における漏水率は、どの程度かをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） ただいまのご質問にお答えをいたします。

水道事業全体の漏水量とのご質問でございますが、浄水場から送られました水の量、こちら配水量ですが、それと家庭に届けられた水の量、給水量、こちらの割合を有収率として表します。

令和7年度の有収率が、約81%となっております。これは、各家庭などに届けられた水、料金収入の対象となった水の割合です。従いまして、残りの約19%になりますが、こちらは料金収入に反映していない水ということになります。これらが全て漏水というわけではなく、水道施設の維持管理に使われる水、また消防用などで使われている水も含まれておりますが、この有収率、これが高いほど、作られた水道水が無駄なく各家庭に届けられているということになります。

効率的な経営面からも、今後とも漏水調査などを適切に行いまして、有収率の向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

続いての再質問に移ります。

施設についてですが、高出力の装置や配水区間の見直しなどで施設の統廃合を進め、配水の効率化は図れないものかをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 経営の効率化を図るための施設の統廃合のご質問だと思いますけれども、当町は起伏の多い地形でありまして、また広大な面積を有しております。このことから、町内に11か所の浄水場がありまして、ポンプ場や配水池、多くの施設を保有しております。また、全ての水道管の総延長も、約260キロに及んでおります。経営の健全化の観点からも、これらの施設の統廃合による効率化は、事業費縮減を進める上で有効ではあります。

しかしながら、当町の持つ地形的な要因からしますと、短期的・中期的にはなかなか難しいのかなと考えております。将来的に水需要が減少するという予測がありますので、これらを踏まえまして、今後の課題として認識をしているところであります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

今まで2点再質問をさせていただきましたが、以上のことを踏まえまして、今後の水道料金はどうなっていくのかをお伺いいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 今後の水道料金についてのご質問であります。水道料金の設定は、最初にご説明いたしましたように、水道を利用していただく対価として設定をするものでございます。水道水を作り供給するために必要な費用、また老朽化した施設の更新に係る費用などを総合的に勘案して設定をするものと考えられます。

当町の水道事業を取り巻く状況につきましては、近年の急激な物価高騰などによりまして、施設の維持費が高騰しております。さらに、老朽化した施設の更新、これについては今後ますます必要になってまいります。

その反面、この人口減少などによりまして、水需要、水を使われる量の減少、これが予測をされております。そうなりますと、将来的にも、この料金収入というものは減少していくと見込まれております。

このような中にありましても、将来にわたり継続的な水道事業を経営していかなければなりませんので、議員ご指摘のありました経営の効率化、こちらには取り組みつつも、適正な料金の在り方につきましては今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

水道事業は、やっぱり安全・安心が第一であります。町民の皆様が安心して水を飲める、これが一番でありますので、施設の統廃合なども進めながら配水の効率化を進めていけるよう、よろしくお願いをいたします。

細目1点目については以上になります。

続いて、細目2点目になります。

安心・安全を第一に考える上で、整備・更新は徹底されていますか。お伺いいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） それでは、施設の管理についてのご質問にお答えをいたします。

水道施設は、町内に11か所の浄水場のほか、加圧ポンプ場などの水道施設が休みなく稼働し、各家庭に安心・安全な水道水を供給しております。施設の管理は、日常的な施設巡回により行っているほか、機器等の故障などによる異常が発生したときには、異常通報装置の作動などによりまして早急に対応することが可能となっております。

また、町内全域に埋設されている水道管につきましては、老朽管の更新、また漏水箇所の調査などを適切に行い、水道管の破裂などによる突発的な断水などの事故が起こらないよう、維持管理に努めているところです。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

先ほどの答弁で、随時巡回を行っているとのことでしたが、これについて再質問をさせていただきます。

総務省の情報であります。近年ではA Iを活用した水道管劣化診断や、衛星を活用した漏水箇所の診断など、新しい技術も出てきております。それによって、人件費や維持費の削減に大きく寄与をしているという情報がございます。

今後の人口減少によるコストの上昇を効率的に抑えるために、先行投資として導入する価値は十分にあると考えております。これについて町としてはどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） ただいまの質問にお答えをいたします。

事業の効率化などを考慮しましたA I また人工衛星などの先端技術の導入についてのご質問だと思いますけれども、このA I、また人工衛星を活用した漏水調査になりますが、こちら、少しずつではありますけれども、全国的には導入されている事例があることを認識はしております。また、これらの技術につきましては、業務の効率化には有効な手段であると考えておりますが、まだまだ費用面での課題もあるのが事実でございます。

今後とも、全国的な事例の情報や効果などを確認するなど、その動向に努めてまいります。その上で、将来的な導入というようなことになっていきますけれども、広域的な連携等も含めまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

広域連携として進めてまいりますとのことでしたが、やはり那珂川町独自では財政的に厳しいという印象を受けました。しかしながら、水道料の値下げ、効率化というのは、早急に着手をしなければいけない事案だと思いますので、早急の対応をよろしくお願いいたします。

続いて、2つ目の再質問をさせていただきます。

施設や備品の維持管理に努めているとのことでしたが、維持管理に努める上で、コストの削減も重要だと考えます。設備や備品などのコスト管理や業者選定は、適切な方法で行われているか伺います。

○議長（大金 清） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） ただいまの質問にお答えをいたします。

コストを意識しての施設の維持管理についてのご質問だと思いますけれども、安全で安心な水道水の供給には、年間を通じまして、施設の維持管理でありますとか老朽管の更新など、様々な業務を行っているところであります。

これらの業務を執行するに当たりましては、既に水道事業の経営を念頭に置くこととしまして、コスト意識を持ちながら、その内容を精査しているところでございます。また、入札などの適切な方法によりまして、適正な価格での発注に努めております。

以上であります。

○議長（大金 清） 稲沢行生議員。

〔2番 稲沢行生登壇〕

○2番（稲沢行生） ありがとうございます。

そうですね、無駄な出費がないように、しっかりと業者選定などを進めていくようお願いいたします。

先ほども述べましたが、水道事業は安全・安心が第一でございます。しかしながら、町民の皆さんの生活も、様々な要因によって大変苦しいものになっております。補助金なども活用し、町民の負担を少しでも減らせるよう、引き続き健全な水道事業の運営をお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大金 清） 2番、稲沢行生議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時 15 分といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（大金 清） 再開します。

日程第 1、一般質問を続けます。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（大金 清） 6 番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6 番、川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 川俣義雅です。

質問に入る前に、一言申したいと思います。

那珂川町議選投票日のちょうど 1 か月前、3 月 19 日に日米首脳会談が行われ、高市総理はアメリカが行った国際法違反のイラン攻撃を公然と支持しました。しかし、自衛隊の派兵については、日本にはできないことがあるとして、トランプの要請を受けませんでした。日本国憲法第 9 条で、戦争はしない、兵力は持たないとうたっているからです。日本は戦後、ただ 1 人の自衛隊員も世界で起きた様々な戦闘に加わっていません。世界中の国々が日本と同じような憲法を持っていれば、戦争そのものが起きないと思います。

ところが、那珂川町議選告示の直前、4 月 12 日、高市首相は、自衛隊員の命も守っている大事な平和憲法を変え、戦争できる国にする絶好のときが来たと叫びました。

しかし、日本国憲法第 99 条には、天皇、国務大臣、国会議員その他公務員は、その他公務員の中に、この議場にいる執行部の皆さんも私たち議員も含まれますが、この憲法を尊重し擁護する義務を負うと書かれています。つまり、総理が率先して憲法を変えると発言するのは、明確な憲法違反です。日本の主人公は総理ではなく、国民であることを忘れてはなりま

せん。

質問に入ります。

1 項目めは国民健康保険税について、2 項目めは熱中症対策についてです。

まず、国民健康保険税についてです。

今年度から、全ての健康保険に子ども・子育て支援金が上乗せ徴収されるようになりました。これ自体、問題であると考えますが、もともとほかの健康保険にはないのに、国民健康保険にだけ、子どもが1人増えるごとに年間約3.4万円保険税が増える均等割という制度があり、大きな負担となっています。これは、子ども・子育て支援そのものに逆行するものと考えます。

そこで、1 点目に、国民健康保険と他の健康保険との違いについて、町はどう捉えているか伺います。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） 国民健康保険税とほかの健康保険料との違いについての質問にお答えいたします。

健康保険制度は、大きく分けて、全国健康保険協会や共済組合などの被用者保険と、市町村が運営する国民健康保険の2種類に分けられます。

被用者保険の保険料は、給与に応じた標準報酬月額で決まり、保険料の支払いは労使折半となり、納税義務者は加入者自身となります。

国民健康保険の保険税は自治体によって異なりますが、当町では、世帯に属する被保険者の所得に応じて付加する所得割、世帯に属する被保険者数に応じて付加する均等割、世帯ごとに賦課する平等割の3方式で課税しており、保険税の支払いは全額自己負担で、納税義務者は世帯主になります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 再質問です。

国民健康保険に加入しているのは、どういう方たちでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

対象の方につきましては、自営業の方や無職の方が該当になります。加えて、農業者の方

も対象に入ります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今、答えられた中にはちょっとなかったんですけども、退職者もそうなりますね。

那珂川町における各健康保険税の加入者の割合を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

加入者の割合は、町内人口の約26%であります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） その26%というのは、国民健康保険に加入している世帯ということですね。はい、それならそれで結構です。

それで、国民健康保険に加入している人と、ほかの健康保険に加入している人と、ちょっと比べてみたいんですけども、年間所得が200万円、夫婦と子ども2人の家族の場合、保険税額はそれぞれ幾らになるのでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

夫婦と子ども2人の家族で収入が200万円の場合の保険料につきましては、まず、被用者保険の方につきましては約10万3,000円になります。国民健康保険税につきましては14万6,000円であります。

この子ども2人につきましては、未就学児のお子さんが2人いらっしゃる場合になります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 課長が使われている被用者保険、これは社会保険とも言われる、要するに会社に勤めているとか公務員とか、そういうところで働いてる方の保険ですね。と比べて、

国民健康保険の税額が高いというのがよく分かりました。

国民健康保険と他の社会保険と言われる健康保険との税額に、差があるのはどうしてでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） 先ほどの答弁にも説明させていただいたところではありますが、被用者保険につきましては労使折半という形になっておりますので、雇われているその会社のほうでの負担が2分の1というところが大きいかと思います。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほどもお答えになりましたよね。被用者保険の場合には雇い主と本人と折半、50%ずつ持つと。それから、国民健康保険のほうは本人が持つということですね。その違いで、どうしても国民健康保険のほうで税額は高くなると。

それで、健康保険加入者が納める保険税というのは、所得が多ければ、所得割といって税金も増えます。しかし、その中の国民健康保険には、他の健康保険にはない均等割というものがあります。均等割とはどういうものなのか、そして国民健康保険にだけそれがあるのはどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

均等割につきましては、地方税法に定めてあります。国民健康保険税は、所得割、その均等割と平等割の合計により算出されております。

また、国民健康保険税につきましては費用負担の考え方がございまして、負担の能力に応じて課すものと、受ける利益、サービスの量に応じて課すものがありまして、そちらの組合せによって調整をされております。

均等割につきましては、受ける利益、サービス料に応じ課せられているものであります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ごめんなさい、あまり理解できなかったんですけども、次にいきます。

子ども・子育て支援金制度と、子どもが増えれば負担が増えるという国民健康保険税の均

等割、これは矛盾しているのではないかと思います。子ども・子育て支援金は、みんなで、全体でそれを補うという、そういう考えですね。しかし、平等割については、国民健康保険に入っている人たちだけが払わなければならないということなので、それ、矛盾しているのではないかという質問です。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） 均等割につきまして矛盾があるのではないかというご質問についてですけれども、均等割につきましては、地方税法の中に定められているものであります。矛盾ということにつきましては、やはり法で決められているものについての回答になりますので、私が回答することはちょっと難しいと思いますので、私の立場では回答することはできません。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほども明らかになったように、国民健康保険の税額が、ほかの健康保険に比べて高いと。国民健康保険に入っている人は、自営業者、農業をやっている方、それから退職者、そういう方が圧倒的です。収入で比べてみると、ほかの健康保険に入っている方に対して、決して収入が多くない、むしろ、低い方たちのほうが多いというふうに思うんです。その方たちがたくさんの負担をしているというのは、おかしいのではないかなと私は思うんですけれども、それは町の職員としては、そうは言えないということだと思います。私は、これはおかしいのではないかと思います。

同じ国民でありながら、所得の違いではなくて保険の種類によって保険額に大きな差があるということは、これは正されるべきではないかと私は思うんです。日本国憲法第14条には、「全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と書かれてあります。会社員や公務員になる、ならないによって、差別されてはいけないということだと解釈します。

健康を害して医者にかかるなどのために備えて支払っている保険税ですけれども、国民健康保険税にだけ重い均等割が加算されるのは、まさに不平等ではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

やはり、そちらの不平等についてか否かという辺りにつきましても、私の立場上、それに関しての回答は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それでは、聞き方を変えたいと思います。

国民健康保険に入っている方の保険税のほう、その他の社会保険に入っている方に比べて割合的に高いと、これはお認めになるでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

そちらの国民健康保険税につきましては、先ほどもお答えいたしましたが、その収入によって変わってまいります。被用者保険につきましても同じようです。

収入の少ない方と高い方と比べることによって、その差が分かってくるとは思いますけれども、例えば、先ほどは収入が200万の方に関しては、確かに国民健康保険の方の負担のほうがちよっと多いという結果が出ておりますけれども、もう少し収入のある、例えば500万の方に関して試算いたしますと、被用者保険の方の負担のほうやはり高く、国民健康保険の方のほう安い、負担が少なく済むという結果もありますので、収入に応じてその辺は変わってくるかと思っておりますので、ケース・バイ・ケースだと思われれます。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ちょっと前ですけれども、国会議員とか地方議員が国民健康保険税を逃れるために、ほかの社会保険に入って税額を安く済ましてきたという、それが幾つかの政党ではっきりさせられて、それでそれは是正しようというふうなことが新聞なんかに載りましたけれども、それについては何かご意見ありますか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

国会議員の方がそういったことで処分をされたことについては、存じ上げております。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国会議員などは、かなりの収入があるわけですね。そういう方でも、国民健康保険税ではなくて、違う保険税を払ってごまかしてきたという、そういうことが報道されました。

だから、収入によってどうかということがありますけれども、一般的に国民健康保険に入っている方は、私の知る限りでは、かなり収入は比較的低い方が多いというふうに理解しているんです。その方に対してどうするのかということが問題ではないかと思っています。

2点目の質問にいきます。

町は、子育て支援の施策として、18歳以下の国民健康保険税の均等割分を全額減免する考えがありますか。

○議長（大金 清） 町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 均等割を全額減免する考えについての質問にお答えをいたします。

現在、町では、国の法令等に基づき、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学時の均等割を5割減額しております。また、均等割5割減額の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充することが、令和9年4月1日施行の健康保険法等の一部を改正する法律案に明記され、現在、国会にて審議をされております。

そのような中、均等割の減免については、国や県、他市町の動向を注視しながら判断していきたいと考えておりますが、まずは未就学児より段階的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国会での動き、この国会でも、最初は未就学時の半額免除というのはなかったのに、最近、未就学時については半額免除と。それを高校まで引き上げようと、高校卒業まで引き上げようという動きが、今なされているというところです。

再質問ですが、全国知事会は、かねてより国民健康保険税の均等割分、これは国が負担すべきと要望していますが、それについて町の見解はいかがでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの議員から説明がありました、知事がそのような動きをしているという行動につきましては存じ上げております。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ちょっと質問に答えてはいないと思うんですけども、次にいきます。

4年前、私、同じような質問をしました。本来は国が負担すべきものだが、この町が先行負担してはどうかという質問に対して、町は「県内市町の動向を見ながら検討する」という答弁でした。現在、県内での状況、どうなっているのでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） 県内での状況につきましては、半額減額は1町、全額減額は1市であります。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 前回の4年前の質問のときには、なかったんですね。どの市も町も、全額免除あるいは半額免除についてもなかった。国と同じ、そのときは未就学時の半額免除があったかどうか、ちょっと覚えていませんけれども、国の動きに従うという、そういう市町の状況でした。

やっぱり今おっしゃったように、かなり変わってきているんです。全国的にも変わってきています。もし仮に、18歳以下の国民健康保険税の均等割、これを全額免除すると、町の持ち出しはどれくらいになるのでしょうか。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

18歳以下の均等割の全額減額した場合につきましては、試算をいたしますと、町の持ち出しにつきましては約550万円の費用がかかります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 小・中学校の給食費無償化、この那珂川町などで先行実施が進む中で、国や県が後追いをしました。健康保険税の均等割も、同じような経過をたどるというふうに

思います。

先ほども紹介されましたけれども、均等割の子ども分、未就学時の半額負担は先頃から実施されていて、この後は18歳までの半額負担をするというふうな国の動向が言われました。それと同じように、やっぱりこの均等割というのが不平等だという意識が国のほうにもあって、これは改めなければならないと、そういう意識でこう事態が動いてきているんだというふうに思うんです。

最後に、子ども・子育てを重視する那珂川町として、健康保険税の18歳以下の子どもにかかる均等割、これの全額減免にぜひ踏み出してほしいと思いますけれども、再度、町長、いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 町長。

○町長（益子純恵） ただいまの川俣議員のご質問にお答えをさせていただきます。

那珂川町として、全体で子育て世帯の負担を少しでも軽減をしていきたい、安心して子どもを生み育てられる環境をつくりたいというところで、川俣議員おっしゃるように、18歳以下の全額減免をできることが、もしかしたら理想かもしれませんが、当町のまずは財政状況、先ほども課長答弁させていただきました、そういった財政状況、また令和9年度以降に予定をされております改定など、現在過渡期に来ております。そういったところにおいて、18歳以下を全額減免しますと直ちに言えない状況でありますことを、まずはご理解いただければと思います。

ただ、ここで立ち止まるのではなく、今できる最大限の支援をという思いを込めて、当町独自の取組として、先ほどの答弁でもさせていただいたとおりではございますけれども、まずは段階的に、未就学時の均等割分の全額減免というところに取り組めればと考えております。また、併せて財政面というところもございまして、徴収率等の向上に努めることで、財源の確保等にも努めてまいりたいと思っております。

子育て世帯を応援して負担軽減を図っていくというスタンスの下、これまでも様々な支援を講じてまいりましたが、今後も国や県の動向をしっかりと注視しながら、子育ての支援、そういったところに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 未就学児の全額減免というのも、これはほかになかなかないことだというふうに思います。大きな前進だというふうに捉えたいと思います。

子どもを育てるのは本当に大変だということで、先ほども言いましたけれども、子ども・子育て支援金、これを直接に子ども・子育てしていない人たちからも応援してもらおうということで、そういう制度が作られました。そういうことから、やはりなるべく負担が、子どもを持っている家庭に重くかからないように何とかしようという動きで、これからもぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

2項目めの質問です。

今年は、この那珂川町でも、5月半ばで既に3日連続30度を超えたり、おとといの6月1日には34度を記録しました。近頃、最高気温が40度を超える暑さを「酷暑」と表現されるようになるなど、かつては考えられなかった異常な暑さが、ますますひどくなってきています。

命が脅かされる事態に対して対策が呼びかけられていますが、経済的な理由でそれができない家庭もあり、熱中症で命を落とす方も後を絶ちません。

そこで、熱中症対策について町の考えを伺います。

1点目に、猛烈な暑さにより熱中症患者が年々増えていることから、那珂川町でも、暑さから身を守る上でエアコンの使用は欠かせないものになっているのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） エアコンの使用についての質問にお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、近年の夏季を中心とした気温の上昇、高温状態につきましては、40度を超え、災害級と称されることも珍しくなく、猛暑日、酷暑日といった用語が定義されるに至っております。著しい高温により、熱中症などの健康被害をもたらすリスクは高まり、特に高齢者や基礎疾患を持つ方は影響を受けやすいとされております。

国においては、気候変動適応法に基づき、4月の第3水曜日から10月の第3水曜日までを熱中症に対する施策を講じる期間と定めており、これを受け、町においては「那珂よし涼み処」の設置や音声告知放送など、熱中症予防の啓発活動を実施しているところであります。

熱中症予防には、暑さを避け外出を控えることや水分補給など、様々な予防策がありますが、室内におきましては、エアコンを適正に利用し、室温を管理することが効果的であると認識をしております。町民の皆様には、過度の節電や「この程度の暑さなら大丈夫」と我慢

することなく、エアコンを活用して、熱中症にならないようご注意いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 昨年度もこんな質問が出されたと思うんですけども、この3年間で救急搬送された熱中症患者あるいはその疑いを持たれた方、その3年間の推移をお示しいただきたいと思います。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

熱中症により救急搬送された方の推移ということでございますけれども、まず町内の状況から申しますと、3年ということでありましたが、まず昨年の資料につきましては20件でございます。おとしにつきましては17件ということでございます。3年前については、申し訳ありません、ちょっとデータがありませんので、ご了承願います。

なお、全国的な状況でございますけれども、全国的には、昨年が10万510人、昨年、令和7年です。令和6年が9万7,578人、令和5年が9万1,467人となっております。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） やはり全国的にもこの町でも、増えているということが示されたと思います。

救急搬送された方の年齢構成、分かっていたら教えてもらいたいと思います。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

緊急搬送された方の年齢構成ということでございますけれども、町内の状況を申しますと、昨年の20件のうち、70代、80代、90代、70歳以上の方が半数の10名を占めております。そのほか、10代、30代、40代、50代と、全体にばらついてるような状況でございます。

令和6年の数字で言いますと、70歳以上は10件と、17件中半数より多いような状況でございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 発生場所、分かりますか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

緊急救急搬送されたとき、熱中症の発生した場所ということかと思いますが、具体的に住居の中とか仕事場とかいろいろとあると思うんですが、屋内か屋外かというところで一応捉えておりまして、昨年20件中、屋内10件、屋外10件ということで同数でございます。令和6年の17件のうちは、屋内が8件、屋外が9件と、2年分で見ますと、おおよそ同数ぐらいというようなことでの分布かと思います。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 救急搬送された方が、その時点でエアコンを使用していたかどうか、そのデータがあったら示してもらいたいと思います。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

救急搬送された方が、そのときエアコンを利用していたかということですが、申し訳ありません、ちょっとそちらにつきましては調査したデータがございませんので、お答えのほうは控えさせていただきます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 全国的なデータですけれども、屋内にいて救急搬送された方、9割がエアコンを使用していなかったというデータが出ています。エアコンがない、あるいはエアコンはあるけれどもスイッチを入れていない、そういう状態で9割の方が救急搬送されたということが示されています。

それでは、先ほども出ましたけれども、町は現在、町内各所に涼み処を開設していますが、そこにはエアコンが設置されていますか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

先に答弁いたしました「那珂よし涼み処」でございますけれども、今年度は民間の施設で12か所、公共施設で8か所、計20か所を指定しております。民間の施設については、ご協力いただいているところでございます。

それぞれの施設の要件に、涼み処でございますので、エアコンが使えると、設置してあるようなそれぞれの施設であるという条件がありますので、20か所全てにエアコンが設置されております。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 一般的に、室温が何度以上、湿度が何パーセントを超えると熱中症の危険が高まると言われているか。いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

熱中症と気温や湿度の関係でございますという質問かと思われましますけれども、気温が何度とか湿度が何パーセントというよりは、最近は暑さ指数というものによりまして、熱中症の発生しやすさというところを管理しているところでございます。

暑さ指数の計算の方法につきましては、もちろん気温や湿度もございますけれども、そのほか、日射、輻射などの周辺のそういった熱の環境なども反映されたもので、指数を計算しているところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 暑さ指数というのは、ちょっと分かりにくいんですけども、一般的に気温が28度、湿度70%を超えると、熱中症の危険があるというふうなことが言われてきています。

それで、憲法第25条の1項では、「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、国民の生存権をうたっています。毎年、かつてなかった暑さが数か月も続く中で、命を守るためには、エアコンはどの家庭でもなくてはならないものになっているというふうに思いますけれども、そういう認識でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

エアコンはなくてはならない生活必需品なのかというような質問かと思いますが、エアコンにつきましては、それぞれ住んでいるところとかライフスタイルとか、いろいろと環境が違いますので、必ずしも必要かどうかという部分で、ちょっとこの場で断定するのはちょっと違うのかなというふうに考えております。

しかしながら、普及率が高いところを考えますと、それなりの暑さになるエリアにおきましては、必需品に近いものであろうというふうに推測はするところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町の屋外の告知でも、それからテレビとかラジオとかそういうところでも、暑さ対策としてエアコンを上手に利用してください、そういうのは必ずと言っていいほど入っています。ですから、そういう意味で、全ての人がということではないと思います。それは、それぞれ住む人の状況とか、川の近く、森の中とか、いろいろありますから。それから、家屋の問題でも、熱を遮断できるようなそういう構造になっているところとか、そうでないところとか、たくさんありますから、100%とは言いませんけれども、必要があるということは、これは一般的にほとんどの方が認めるところだろうというふうに思います。

2点目の質問です。

低所得世帯がエアコンを設置するに当たって町に助成を求める質問は、一昨年9月に私が、昨年9月には現町長の益子純恵さんが行っていますが、町は「調査・研究は行っていくが、現在は助成を行う考えはない」との答弁でした。

しかし、熱中症対策の重要性は年々高まっています。そして、生活困窮世帯へのエアコン購入・設置に対しての助成を行う自治体は、どんどん増えてきています。

生活困窮家庭へのエアコン購入・設置に対して、町が助成する考えがあるか伺います。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） 低所得世帯に対するエアコン設置支援についての質問にお答えをいたします。

現在、生活保護制度により、エアコンの購入費用の一部を支給できる場合があるほか、町としては、低所得世帯を対象としたエアコンの設置費用を支援する制度はございません。

他自治体の状況を見ますと、東京都の多くの市区町村においては、住民税非課税世帯等を対象に、エアコン設置費を助成する事業を実施しております。栃木県内では、省エネ家電への買い替えを対象とした支援を行う市町はあるものの、低所得世帯を対象としたエアコン設置の支援事業を実施している市町はない状況であります。

熱中症予防の観点から、エアコンの有用性は認識しておりますので、支援制度の実施については、他自治体の状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

生活保護世帯に関してですけれども、2年前、生活保護世帯へのエアコン設置費用の助成を行う考えはあるかと質問したときの答弁は、「災害にあつて使っていたエアコンが使用できなくなったなど、極めて特殊な場合を除き」ということで、全くないということではないんだけれども、今、課長がおっしゃったように、一部そういう場合もあるけれども、そういう場合を除き国が助成することはなく、町もその方針を参考にしていると、国の方針を参考にしているというものでした。

伺います。

自治体が生活保護世帯にエアコン購入費等の助成を行った場合、この支給額が収入として認定されてしまうと、生活保護費がその分、削られることになっていませんか。いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

エアコンの助成費用と生活保護費の関係の質問であろうかと思いますが、先ほど申しましたように、実施している他自治体のほうに、そこまで詳しい調査は行っておりませんので、申し訳ありませんが、実態についてはちょっと把握をしかねております。

ただ、一般論で申しますと、そういった補助金等の交付があつた場合には、保護費からその分控除されるようなのが一般的な生活保護費の考え方であろうかと思ひます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） つまり、生活保護家庭がエアコンを設置するのは当然だという考えではなくて、工夫してエアコン設置もしなさいと。その分、エアコン設置に自治体からお金をもらった、もらう、助成をしてもらうような場合には、その分、生活保護費から差し引きますよというのが一般的ということだというふうに思います。

しかし、生活保護法実施に関しての通知の一つに「自立更生のための自治体からの助成は、収入として認定しない」と、そういう文言があるんです。これを利用して、エアコン購入・設置に助成を行っている自治体がありますけれども、これはご存知ですか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

そういった自治体があるかということでございますけれども、先ほどの答弁で述べましたように、東京都の市区町村等におきましては、生活保護世帯等についても対象になっておりますので、おそらくそのところはクリアされているのかなというふうには考えるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国の考えの中で、要するに自立更正、そのための自治体からの助成は収入として認定しないという、そういう項目があるんです。それを利用して、生活保護世帯に助成をしている自治体、私の認識では栃木市もそうなんですけれども、東京の練馬区とか奈良県の生駒市とかがそうだというふうに思っています。

それから、生活保護受給者にエアコン販売設置業者と代理契約してもらって、その費用は自治体が業者に直接支払うという、現物給付方式を行っている自治体があります。これはどうでしょう、ご存知でしょうか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

現物給付的な扱いをしている自治体があるかというところでございますけれども、具体的に自治体の名前は、ちょっとすみません、記憶にしていなくてございますけれども、今回調べた中で、その市町村の区域内の事業者を、登録制度でその事業者から購入するような形で現物給付のようなやり方をできる、代理受領というか、そういったことができるような仕組みをしている自治体も何か所かあったのは存じております。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私が調べた中では、福島市、それから新潟県の魚沼市、東京の葛飾区などが、そういう扱いで助成しているということです。

さらに、熱中症の危険から生活困窮者の命を守るという、自治体の独自事業として行っているところがあります。これはご存じでしょうか。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

自治体独自の取組としてやっているというところでございますけれども、ちょっと申し訳ありません、具体的な事例は存じ上げません。

以上であります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 東京の足立区、山形県の新庄市、それから兵庫県の養父市などがそうだと思います。これら自治体の裁量によって、生活保護世帯へのエアコン購入・設置の助成を行っている例が増えています。

さらに、市町村のうち、市は直接生活保護認定を行っていますが、町村の場合は県が認定を行っており、自治体の取組を県に認めてもらう必要があります。しかし、町村段階でも、エアコン購入・設置に助成を行っている例があります。時間がないので、私のほうから言います。北海道の上ノ国町、青森県の三戸町、福島県の西郷村、神奈川県松田町などです。というふうに、いろいろ工夫をして、それから県の協力も得て実施しているところがあります。町取組をぜひ、県に要請してもらいたいというふうに思います。

先ほど取り上げた憲法第25条の2項には、国民の生存権に対する国の社会保障的義務がうたわれています。エアコンを使用しなければ命が危ないという事態に対して、本来は国が生活困窮家庭へのエアコン購入・設置に対して助成すべきであると思いますけれども、残念ながら、この問題についても、国の施策は憲法に沿ったものにはなっていません。こういうときこそ、住民の福祉を守るべく、地方自治体が先行実施することが求められていると思います。

以上の観点に立って、町が生活困窮世帯に対し、エアコン購入・設置に対する助成制度を

早急に実施する方向に進んでもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大金 清） 町長。

○町長（益子純恵） どう考えますかということでございますけれども、先ほど川俣議員おっしゃってございましたけれども、私も昨年9月の定例会で、猛暑から町民の命を守るためのエアコン設置支援ということで、一般質問をさせていただいたことがございます。おっしゃったように、そのときの答えはノーでございました。

エアコンの普及率は、全国的に見て90%を超えているというような統計もございます。当町においては、実数というところは恐らく把握できてはいないかなと思いますけれども、生活困窮世帯の方へ支援をするというのは、命を守る上で必要であるということは、私も変わらず認識をしているところでございます。

以前、私の一般質問でも最後に申し上げましたけれども、暑さから町民の命を守る、その必要性を訴えるのは、決して大げさなことでも、必要ないよとかということも言えるような気象状況ではないということ、強く私も訴えをさせていただきました。資源エネルギー庁のホームページでも公表されておりますけれども、2027年4月から省エネ基準が大幅に引き上げられるというところもございまして、私自身、やはりその支援の必要性というのは強く感じております。その思いは何も変わっておりません。

低所得者世帯に補助実施をしないといったような町の方針は、転換する時期に来ているのかなというふうに私自身も考えておりますけれども、現時点で、いつまでに助成をしますとか、どういった支援をといるところを明確にお答えすることは、現時点ではできないところではございますけれども、やはり命を守るという観点から、必要な方に必要な支援が行き届くような制度設計を前向きに考えてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（大金 清） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 思いは、やはりこれ同じだというふうに思います。多くの方が、やっぱりエアコンがないと、この危険な暑さを避けることはできないと、熱中症にかかる確率が非常に高まってしまうと、命の危険があるということで認識していると思いますので、ぜひとも前向きに。今までの方針を少しでも転換したいという思いも伝わってきましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、一つ、町が助成を決めても、お年寄りだけの世帯では、その方針が伝わらないと

いう場合もあると思います。その辺りのフォローも含めて、どの家庭にもエアコンが設置されるよう、町として取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（大金 清） 6 番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩を行います。

再開は午後 2 時 30 分といたします。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

日程第 1、一般質問を続けます。

◇ 岡 幹 郎

○議長（大金 清） 4 番、岡 幹郎議員の質問を許可します。

4 番、岡 幹郎議員。

〔4 番 岡 幹郎登壇〕

○4 番（岡 幹郎） 議席番号 4 番、岡 幹郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、旧庁舎跡地の活用について、移住・定住の強化策について、職員の採用についての 3 点の質問を行います。

まず最初に、旧庁舎跡地の活用について伺います。

馬頭広重美術館が、本年 3 月 14 日リニューアルオープンをいたしました。美術館は、世界的建築家、隈研吾氏が設計した、本町を代表する貴重な観光資源であります。

一方、その正面に位置する旧庁舎跡地は、長年にわたり十分な活用が進んでいるとはいえない状況にあります。人口減少が進む中、これからの町政には、今ある資源をどう磨き、どう稼ぐ力につなげるかという視点が必要であります。そこで、私は、旧庁舎跡地を単なる空

き地ではなく、にぎわいを生み、交流を生み、地域経済を動かす拠点として活用すべきと考え、以下、細目2点について伺います。

細目1点目、旧庁舎跡地については、長期間活用が進んでいない状況であります。美術館前の立地を生かし、単なる活用ではなく、町のにぎわいの拠点・稼ぐ拠点として位置づけるべきと考えます。そこで、現時点での活用方針について、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 現時点での活用方針についての質問にお答えいたします。

町の未利用公共施設等につきましては、令和元年8月に策定した那珂川町未利用公共施設等利活用基本方針に基づき、未利用公共施設等は重要な地域資源と位置づけ、活用できるものは最大限有効活用し、利活用を推進するとしております。

また、令和7年2月に策定しました那珂川町公有財産活用事務取扱要領に基づき、未利用の状況にある財産及び未利用となる見込みのある財産について、利活用方針を決定しております。

旧庁舎跡地につきましては、公用または公共的な利活用とする方針を決定しており、その活用方法は、現在も継続検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 要するに、現時点で具体的な活用方針が決まっていないということですが、町としていつまでに方向性を示す考えなのか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

利活用方法の決定時期ということですが、現時点で具体的な時期につきましてはまだ未定でございますが、早期の活用に向けて、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 町長に伺います。

5年、10年を見据えた町づくりという視点からいきますと、まだ期限が決まらないという

のは、いささかどうなのかなという感じがしております。ここですぐに回答は出ないかもしれませんが、次回また質問する際には、期間を決めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、細目2点目に移ります。

旧庁舎跡地については、町の中心地であり、駐車場にも恵まれていることから、立地条件もよく、集客が見込める区画であります。このような屋外の交流区画は町内において希少であり、地域活性化の観点からも有効活用すべきと考えます。

そこで、中心市街地活性化のため、イベントでの活用や観光ビジネスの軸となるよう、民間事業者の参入などについて今後検討する考えがあるか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 活用に関する今後の検討についての質問にお答えをいたします。

細目1点目でもお答えをいたしました。旧庁舎跡地につきましては、公用または公共的な利活用とすることを利活用方針として決定し、その利活用方法は、現在も継続して検討を進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、旧庁舎跡地は馬頭広重美術館に隣接する立地であり、集客効果が期待できるとともに、地域活性化の観点からも有効活用が見込める土地であると認識しております。

那珂川町未利用公共施設等利活用基本方針においても示されているとおり、単に町の資産として遊休化させるのではなく、最大限に有効活用することが重要でありますので、今後の利活用に当たっては、民間事業者の参入なども含めた多様な可能性を検討しながら、地域活性化につながる活用方法を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 再質問いたします。

道の駅ばとう周辺の駐車場不足は、過去に議会でも取り上げられましたが、いまだ解決に至っておりません。そこで、機能分散や中心市街地への回遊創出の観点から、旧庁舎跡地に観光センターのサテライトを設け、イベント広場や観光駐車場として活用しながら、人の流れを中心市街地へ誘導する社会実験を行う価値があると考えます。活用方針が決定するまでの間であっても、実証実験として、イベント広場など、にぎわいの場として活用する考えは

ないか、町長に伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

観光センターのサテライトの設置などというご意見だったかなというふうに思われます。ご提案いただきました旧庁舎跡地を活用した観光センターのサテライトの設置、あるいはイベント広場、観光駐車場などの活用につきましては、中心市街地への回遊性向上にも資するものというふうに認識をしているところでございます。現時点では具体的な方向性をお示しできる状況にはございませんが、今後の利活用の検討の中で参考とさせていただきます、引き続き、早期の活用に向けて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） さらに質問をさせていただきます。

例えば、11月には、なかがわ清流マラソンも予定されております。さらに、つい先日、小砂地区では、「日本で最も美しい村」連合の審査において、評価がワンランクアップしたと伺っております。この機会を生かし、「美しい村、小砂を走る」というコース設定をし、試験的に美術館前広場をイベント広場として活用し、キッチンカーや軽トラ市などで、採れたて苺や野菜あるいは当町が誇るブランド米を並べるなど、まずはこうした小規模な取組から着手し、効果を検証する考えはないか。わくわくするまちづくりにつなげられませんか。町長、伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

旧庁舎跡地をイベント広場として活用し、中心市街地への観光動線を作るといようなご提案かというふうに思っております。重要な視点であるということは、十分認識しているところでございます。実証的な取組あるいはその効果の検証なども含めまして、今後の利活用の検討において、ぜひとも参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 当町は古代産金の町、また、町中無電柱化、電柱をなくしていますね。

それと照明等の整備をされています。そういうことでは、今の中心街というのは本当にもったいない状況になっています。広重屋台村とか、そういう形で、何とかこの状況で旧市街地を生かせればというふうに思っておりますので、引き続きのご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、2番目、移住・定住の強化策について質問をさせていただきます。

当町は人口減少率が県内で最も高く、このままでは地域コミュニティや地域経済の維持そのものが難しくなることが懸念されます。私は、人口減少対策で最も重要なのは、移住者を呼び込み、定住につなげる仕組みづくりであると考えております。これまで様々な施策が実施されてきましたが、歯止めがかかっていないのが現状です。今後は、従来の延長線上ではなく、那珂川町ならではの強みを前面に出した、攻めの移住政策が必要であると考えます。

そこで、細目5点について、町の考えを伺います。

細目1点目、当町における移住・定住促進の取組と、その成果について伺います。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 移住・定住の促進の取組とその成果についての質問にお答えいたします。

町は、町総合振興計画に基づき、移住・定住のための居住地整備や、移住者への情報発信、経済的支援等を実施してるところであります。

主な取組といたしましては、20年間土地を無償貸与できる「農ある田舎暮らし高手の里」の整備や、同敷地内に短期間の田舎暮らしが体験できる体験住宅を整備したほか、未利用公共施設を利用した「上宿分譲宅地」などの居住地整備を実施しました。

また、空き家の利活用による移住・定住促進のため「地域資源情報バンク」の運営や、東京有楽町にある「ふるさと回帰支援センター」において、移住のための情報発信を行っております。

移住・定住の経済的に支援においては、地元八溝材を使用した新築住宅に対して最大300万円補助する木材需要拡大事業費補助金をはじめ、空き家の取得または空き家改修に対する補助金のほか、浄化槽設置補助金、結婚新生活支援補助金、首都圏からの移住者支援金など、様々な経済的支援を行っております。

これまでの成果につきましては、各施策を実施することにより一定の成果が上げられていると考えておりますが、人口減少の歯止めには至っていない状況であります。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 取組については、評価に値するというふうに思っております。ただ、成果について、一定の成果が上げられているという回答でございますが、実際に何世帯、何人の定住につながったのか伺います。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 定住につながった実績についてのご質問にお答えいたします。

まず、農ある田舎暮らしの高手の里につきましては、10区画中2区画が貸与済みで、2世帯3人の方が定住しております。

次に、上宿分譲宅地であります、6区画整備をしております、3区画が完売済みであります。なお、そちらには、3世帯9人の方が定住しているところでございます。

また、地域資源情報バンクにおきましては、世帯数及び人数は把握してございませんが、平成27年から令和7年度までに約73件の契約が成立しております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） ここはほかの市町村でも、大体20人以下というふうなデータは出ておりますので、決して少ないというわけではないですが、この状態では、やはり人口減少対策としてはちょっと厳しいのかなという感じがしております。

それでは、細目2点に目について質問させていただきます。

馬頭東小学校は、自然環境や少人数教育など、都市部にはない価値を持っています。手厚い教育などは通学している保護者からの評価も高いことから、小学校教育移住を積極的に発信し、移住促進策として位置づけるべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 教育移住の積極的な発信についての質問にお答えいたします。

教育移住に向けての取組につきましては、本町の特色ある教育活動や、豊かな自然の中で地域との関わりを持った教育環境を多くの方に知ってもらい、本町が移住先に選ばれるよう、町ホームページ等を活用し、広く情報を発信してまいります。

また、教育移住への問合せ等に対しましては、町教育委員会だけでなく町内の関係各課と連携を図りながら、様々な希望に応えてまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 再質問させていただきます。

小学校教育移住について、小学校教育移住を町の重点施策として位置づけ、小学校教育移住を制度化するなど、移住促進の柱として位置づける考えがあるか伺います。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

教育移住の制度の質問ではありますが、当町ではまだ教育移住制度というものはございません。しかし、特色ある授業の実践のほか、入学・進学支援金や教育費の支援金など、保護者負担軽減などを支援しております。そういったことで、教育分野のほうには力を入れているような状況です。

今後は、この各学校のホームページの発信のほかに、このような施策も知ってもらい、移住先に那珂川町が選ばれるような、積極的に町ホームページや町公式LINEなどを通して発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 実際に教育移住専用のホームページにより、その特色を強く発信し、全国募集を行うというような考えがあるか伺います。

東小学校においては、ホームページにおいて少し目立った発信をしているというふうに感じております。

○議長（大金 清） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

教育移住専用のホームページなどということですが、全国募集も含め、先進的な事例などを参考に調査・研究してまいります。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） よろしく願いいたします。

それでは、質問3番目、職員の採用について。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。3点目と4点目。

○4番（岡 幹郎） そうですね、失礼しました。大変失礼いたしました。

移住を検討している方の中には、新築に比べ、比較的安価であることから、空き家を希望する方も多いと聞いています。しかし、実際には、入居に向けた改修費用が想定以上に高額となり、移住そのものを断念するケースも少なくないとの声があります。

そこで、そのような声を町は把握しているか伺います。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 空き家改修費用負担の実態及び課題の把握についてのご質問にお答えいたします。

町では、空き家等の地域資源を活用し、町外者の移住・定住を促進し、人口の増加を図るとともに、住民間の交流により地域の活性化を図ることを目的として、地域資源情報バンクを運営しております。

ご質問の改修費用の負担につきましては、物件ごとに異なるところではありますが、地域資源情報バンクをご利用いただく際には、希望する物件を実際に現地で確認いただいた上で、交渉を進めていくことになります。

したがって、現地確認の段階で、改修費用等の負担を理由に断念するケースがあることは把握しております。

町としましては、このような負担を軽減するため、空き家の取得や改修に対する補助金を交付し、空き家活用の支援を行っております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 空き家改修費用の実態と課題については、空き家の登録自体もちょっと少ないと、また、空き家希望者はかなりいるというふうに伺っております。しかし、その両者をつなぐ仕組みが弱いと感じております。

このギャップを埋めるのが、伴走型の空き家コンシェルジュあるいはアドバイザーだと思います。検討する考えがあるか伺います。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 空き家コンシェルジュの質問についてお答えいたします。

空き家コンシェルジュの配置につきましては、他市町で成功している事例もあり、必要性も認識しているところではありますが、現在、当町におきまして、コンシェルジュの配置はしてございません。

今年度、移住・定住の促進と空き家の利活用をミッションとした地域おこし協力隊を新規で採用いたしましたので、その活動の中でコンシェルジュ的な役割を担っていければと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 次の質問に移ります。

細目4番目、移住・定住を進める上では、就業先の確保が不可欠であることから、関係機関との連携など、移住者における就業の枠、いわゆる受皿づくりが必要ではないかと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 移住者の就職先の受皿づくりについての質問にお答えいたします。

就労先の確保については、企業誘致や企業支援、いわゆるスタートアップ支援などが挙げられます。那珂川町では、新宿平工業団地への工場誘致や、企業立地促進奨励金による雇用促進を企業向けに実施しております。また、新規出店支援補助金や空き店舗等活用促進補助金などで、スタートアップ支援を実施しております。

そのほか、農業分野において新規就農を支援する制度として、那須烏山市及び那須南農業協同組合と共同で「南那須農業アカデミー」を開催し、那珂川町で苺農家として就農を目指す移住者の支援を実施しております。

今後とも、移住・定住につながるような施策に取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） ただいまの回答において、何件ぐらいの実際の実施事例があるのか伺います。

○議長（大金 清） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

実施事例についてなんですけれども、企業誘致に関しましては、なしということを報告させていただきます。

そのほか、直接移住・定住につながるような政策として実施しました南那須農業アカデミーにつきましては、令和4年度に1件、令和5年度に3件、令和6年度に1件、現在、令和8年度、今、学習中の方が4件、4人いらっしゃるという方がいらっしゃいます。そういった方々が、那珂川町で苺農家になりたいということで、実際として令和6年度までになられた方、全部で5名なんですけれども、その方々は那珂川町に定住されているということで報告させていただきます。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 私が思っていた以上に、本当に一生懸命やっただいているなというふうに思っております。苺農家5名ということで、今、私も関係するところで聞いておりますが、さらに那珂川町は苺特産の町でもありますので、ぜひさらに増えることを祈っております。

次、細目5点目、人口減少対策に必要なのは、単発の施策ではなく、教育、住居、仕事を結びつけた定住戦略こそが必要不可欠であると考えます。

そこで、教育移住、空き家の活用、就業先の確保を一体的に推進すべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 一体的な定住戦略の推進についての質問にお答えいたします。

町は、令和8年3月に策定した第3次町総合振興計画において、人口減少抑制を最重要目標とし、今年度、計画をスタートしました。今年10月には、組織の再編により、まちづくり、移住・定住、観光部門を集約した「地域振興課」を新設し、組織体制の強化を図ることとしております。

議員ご指摘のとおり、人口減少対策においては一体的な施策の推進が効果的であると考えますので、組織の再編に加えて、各課と横の連携を図り、町全体で人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 再質問いたします。

教育、住居、仕事を一体化した定住戦略について、人口減少対策は、教育、住居、仕事を一体的につなげ、移住して生活が成り立つ町をどうつくるかが重要であると考えます。町の移住政策から呼び込む移住政策への転換が必要な時期に来ていると思います。今年10月の組織再編を契機として、ぜひ横断的な定住戦略を進めていただくことを期待し、この項目の質問を終わります。

次に、3項目めの質問に入ります。職員の採用について。

職員の採用については、近年、多くの自治体で人材確保競争が激化しています。一方で、地域課題が多様化する中、行政にも新たな視点や民間感覚が求められています。特に地方自治体は、DX、観光、移住・定住、企業誘致など、民間経験者が活躍できる分野が増えています。

そのような中、民間企業での経験や都市部で培った知識・技術を持つ人材を積極的に取り入れることは、地域活性化、さらには人口減少対策にもつながるものと考えます。また、災害対応や地域コミュニティの維持などを考えた場合、職員が地域を理解し、地域住民との関係を築いていくことも非常に重要であります。

そこで、細目2点について伺います。

多様な人材を確保するため、町職員の採用において中途採用の募集を実施すべきと考えるが、町の考えを伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 中途採用の募集の実施についての質問にお答えいたします。

住民ニーズの多様化や行政課題の複雑化に対応するため、柔軟な発想と多様な経験を持つ優位な人材を確保することは、組織の活力維持において大変重要な課題であると認識しております。

本町における職員採用におきましては、保健師等の専門職の採用については、専門的な知識や経験を有する人材の確保の観点から、年齢制限を引き上げて設定することで、実質的に民間企業等での就業経験を持つ方の募集を可能としてまいりました。

一方で、一般事務職については、近年においては若年層を対象に募集を行っているところであり、多様な人材を確保するためには、中途採用を導入するメリットはあるものと認

識していることから、今後においては、職員の人材ニーズを踏まえながら、一般事務職における年齢制限の引上げによる中途採用の募集について、適宜検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 再質問をいたします。

先ほど、中途採用の必要性については、一定の認識を示されました。

そこで伺います。

現在、町として中途採用を実施する上で最も課題と考えている点は何でしょうか。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

最も課題と考えている点ということでございますが、持続可能な行政サービスを維持、あるいは複雑多様化する地域課題に迅速に対応していくためには、民間企業で培われた多様な経験あるいは専門的なスキルを持つ人材を確保することは、メリットはあるものと認識しておるところでございます。

現在、職員の中途採用を実施する上で最も大きな課題でございますが、中途採用者に対しては、即戦力としての期待はある一方で、行政特有の制度あるいは業務運営の理解、これらを深めていただくための人材育成、また職場定着などの課題があるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 続いての質問になります。

近年は年齢制限を緩和して、即戦力採用を進める自治体も増えてきております。那珂川町として、例えば民間経験者採用枠や専門人材枠、そして管理職候補の採用など、従来と異なる採用制度を検討する考えはあるか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

従来と異なる採用制度ということでございますが、近年、行政課題が高度化・多様化する

中において、民間での経験を有する人材を確保することにつきましては、近年においては重要性が非常に増しているものと認識しておるところでございます。

このため、他の自治体におきましては、民間企業での職務経験を有する方を対象とした経験者採用枠を設ける事例なども見受けられるところでございます。本町といたしましても、多様な人材の確保の必要性は十分認識しておるところでありますので、今後の行政需要あるいは組織体制等を踏まえながら、従来の採用試験制度に加え、民間経験者採用あるいは専門人材枠について、自治体の事例なども注視をしながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 町の人口ビジョンでは、15年後には1万人を切るというふうな数字になっております。ますます人口減少が加速する中、組織の再編もやらなければいけないというふうに感じております。そういう意味でも、ぜひ今までの考え方にとらわれず、新たな視点で採用についても行っていただきたいというふうに思います。

それでは、細目2点目。

地域をより深く理解できることや災害対応など、地域コミュニティ維持の観点からも職員の町内居住は重要であると考えます。

そこで、採用された職員の町内居住について、町は推進する考えはあるか伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 職員の町内居住についてのご質問にお答えいたします。

職員が町内に居を構え、地域の行事や活動に主体的に参加することは、地域社会の一員としての連帯感を深め、地域コミュニティの維持、活性化につながる重要な要素であると認識しております。また、災害時の迅速な参集という点におきましても、町内居住者が増えることは大変心強いものであると認識しておるところでございます。

一方で、居住地の選択につきましては、個人の自由や家庭の事情など、職員個々が抱える様々な背景に配慮する必要もあることから、一律に町内居住を義務づけることは困難な側面がございます。

町といたしましては、採用した職員に対して本町の魅力や住環境の情報を積極的に提供し、職員の町内居住の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 私は、強制ではなく、地域理解や災害対応の観点から申し上げております。

そこで伺います。

町として住宅支援や移住支援など、職員が町内に住みやすい環境づくりを進める考えはあるのでしょうか。町としての見解を伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

住みやすい環境づくりについてということでございますが、職員が地域をより深く理解し、住民とのつながりを深めながら行政運営に携わること、災害時の対応あるいは地域コミュニティの維持の観点からも重要であるというふうに認識しておるところでございます。

そのため、本町におきましても、職員が町内に住みやすい環境づくりについては重要な課題であるというふうに考えているところでございますので、他の自治体がどのような取組をしているかなども参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 特に災害時には、地域事情を理解している職員体制は重要であると考えます。

現在の職員の町内居住率は何パーセントでしょうか。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内居住率でございますが、令和8年4月1日現在の職員の町内居住率は66.5%でございます。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） その状況について、町としては十分であると考えているのか、それとも

課題があると認識しているのかを伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

住居状況についての課題認識ということでございますが、災害時におきましては、地域事情を理解している職員体制は極めて重要であると認識をしております。

現在、職員の居住地につきましては、ライフスタイルの多様化や住宅事情などにより、町外居住者も一定数いる状況であることから、災害発生時における初動対応や参集体制が主な課題であるものと認識をいたしております。

平時から、地域事情の理解の促進あるいは防災訓練への参加、緊急連絡体制の強化などによりまして、災害時における対応力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 地域コミュニティーの観点からも、行政職員が地域に関わる意義は大きいと考えます。

今後、採用と移住政策を連携させる考えはあるのでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

職員採用と移住施策の連携ということでございますが、地域コミュニティーの維持の観点から、行政職員が地域に関わることということは大変重要であるというふうに認識をしております。特に、当町のような人口減少あるいは高齢化が進む中にありましては、行政職員が地域課題を身近に捉え、地域理解をすることは、今後ますます重要になってくるものというふうに考えておるところでございます。

こうした中、本町としましては、職員採用に当たっては、地域への理解や定着意欲を重視するとともに、移住政策との連携についても研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 職員の採用についてですが、今、大企業では中途採用が50%を超えてい

るという状況であります。また、転職というのも、3年、5年で転職という状況であります。当町においては、優秀な人材が町外に出て活躍をしております。ぜひこの機会に家族をUターンで戻して、町をさらに活気づけ、人口減少対策の一つにしてみたいと、そういうふうな思いでございます。

職員の確保については、従来型の採用手法だけでなく、新たな発想が必要だと考えます。

町長は今後どのような職員確保戦略を描いているのか伺います。

○議長（大金 清） 町長。

○町長（益子純恵） お答えをいたします。

確かに、従来型の職員の確保、そういった政策では限界が来ているのかなというところは感じております。先ほど来、課長がお答えをしていますとおり、様々な手法で、より選ばれる自治体となるような工夫をしまいたところではございますが、なかなかそれが完全には実を結んでいないという状況で、今、岡議員がご指摘のとおり、様々な戦略を考えて採用をしていくべきというようなご提案もいただきました。

やはり、待つだけでは職員はやってこないというのが、今の当町の現状だと思います。まずは、那珂川町の魅力というものをしっかりと発信させることも重要だと思います。この町で働きたいなと思っていただけるような戦略を打ち出していくことは、非常に重要だと思います。当町がどれだけポテンシャルがあって魅力的かということ、外に発信していくことによって、それをキャッチした方が「那珂川町で働いてみたいな」と思ってくれるような、そういった情報発信力の強化もしてまいりたいと思っております。

また、選ばれる職場になるためには、今現状、那珂川町で働いてくださっている職員の皆様のワークライフバランスが、しっかりとこう実現をされているということが大切だと思います。現在、様々な働き方改革などがなされているところではございますけれども、職員がやりがいを持って魅力を感じて働けるような、そういった職場になっていくことも、また選ばれる自治体の一つではないかと思っております。

また、採用の方法につきましても、従来型ではなくて、昨年度から少し改めたところがございます。今後も適宜検討を行いながら、より選ばれる自治体、ただ待っているだけではなくて、しっかりと来てくれる人材を確保できるような町になれるように、そういった政策の方向転換をしていきながら、より職員が来てくださるような自治体になるように、庁内においてもしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員。

〔4番 岡 幹郎登壇〕

○4番（岡 幹郎） 引き続き、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大金 清） 4番、岡 幹郎議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大金 清） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時19分